

名称：「会計処理装置」事件

無効審判審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 20 年（行ケ）10151 号 判決日：平成 21 年 5 月 25 日

判決：請求棄却

特許法 36 条 6 項，29 条 1 項柱書

キーワード：ソフトウェア、コンピュータプログラム、発明の不明確性、未完成発明

#### [概要]

「旅行業向け会計処理装置およびそのコンピュータプログラムに係る本件特許発明について、コンピュータプログラムによって会計上の具体的な情報処理を実現する発明であり、一般的な会計原則・会計基準に従った計上基準日を設けることが記載される必要はなく、不明確な点はない」と判断し、特許無効審判における請求棄却審決を認容した事例。

[特許請求の範囲]：本件補正（訂正請求書の補正）後の内容：後述

[争点]：原告が主張する取消事由の適否

取消事由 1：本件補正の違法性を看過して請求項 1 に係る発明を認定した誤り

取消事由 2：本件特許発明が自然法則を利用した技術的思想の創作に該当すると判断した誤り

取消事由 3：本件特許発明が明確であり（36 条 6 項 2 号）、発明未完成ではない（29 条 1 項柱書）と判断した誤り

#### [裁判所の判断]

(1) 取消理由 1 について

「本件補正前後の請求項 1 に係る発明は技術思想を異にするから、本件補正は訂正請求書の要旨の変更当たる」との原告の主張に対し、「第 2，第 3 の訂正事項は、いずれも明りょうでない記載の釈明を目的とするものであり、審決が、本件補正後の訂正請求書による本件訂正を認めた上で、請求項 1 に係る発明の内容を認定した点に誤りはない」と判断した。

(2) 取消理由 2 について

「特定された『手段』は手計算に代えてコンピュータを使用したことに伴い必然的に生じる特定にとどまり、『作用効果』も会計理論又は会計実務に基づく効果にすぎない」との原告の主張に対し、「こうした構成要素や作用効果が含まれたとしても、当該発明全体が、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当しないとするいわれはなく、本件特許は、コンピュータプログラムによって、上記会計上の具体的な情報処理を実現する発明であるから、自然法則を利用した技術的思想の創作に当たる」と判断した。

(3) 取消理由 3 について

「旅行業の会計処理の特殊性に鑑みて、一般的な会計原則・会計基準に従って計上基準日（債権債務と収益の認識日）を設けることは不可欠である」との原告主張に対し、「本件特許発明は、『財務会計』に係るものではなく、企業内部の会計処理に使用することを前提とした『管理会計』に係るものであると認められ、『財務会計』のように一般的な会計原則・会計基準に従った計上基準日を設けることが記載される必要はなく、不明確な点もない」と判断した。

#### [コメント]

「会計処理」に係る本件特許発明が、コンピュータ・ソフトウェア関連発明における構成・効果についての要件を満たすか否かについて争われ、その射程範囲が明確となった。

実務的には、コンピュータ・ソフトウェア関連発明についての審査基準における「発明が明確でない例」として挙げられる以下の場合に該当するか否かを考慮する必要がある。

(1) 請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合

(2) 発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない結果、発明が不明確となる場合

また、同じく審査基準において、当該ソフトウェアが「自然法則を利用した技術的思想の創作」とであるとされる以下の場合を考慮する必要がある。

「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合  
(ex. 得点計算処理のソフトウェアとハードウェア資源が協働してカードゲーム装置を構築している場合)

[特許請求の範囲]: 下線部が訂正事項、取消線部が本件補正による削除事項

[請求項1]

1 A 経理データを、複数の販売商品から構成される旅行商品毎に管理するための貸借対照表に相当する電子ファイルである経理ファイルと、

1 B いずれかの旅行商品に関して、利益把握のために(減縮)「売上」及び「仕入」の同日付計上を要求する第1の計上要求操作があったこと、「入金」又は「支払」の計上を要求する第2の計上要求操作があったこと、をそれぞれ判定する操作種別判定手段と、

1 C 操作種別判定手段により第1の計上要求操作ありと判定されたときに、当該旅行商品に関して実施される第1の計上処理手段と、

1 D 操作種別判定手段により第2の計上要求操作ありと判定されたときに、当該旅行商品に関して実施される第2の計上処理手段とを有し、

第1の計上処理手段(1C)は、

1 E その旅行商品に関して予定される総売上額と、その旅行商品に関して経理ファイルに既に計上されている個々の販売商品の前受金の総額である総前受金額とを比較して、総売上額と総前受金額とが一致していること、総売上額よりも総前受金額が少ないこと、をそれぞれ判定する前受金判定手段と、

1 F 前受金判定手段により予定される総売上額と総前受金額とが一致していると判定されたときには、経理ファイルの貸方には、予定される総売上額を「売上」として計上すると共に、これと対応する経理ファイルの借方には、既に経理ファイルの借方に計上済みの各販売商品の前受金相当の「現金」と貸方に計上済みの『前受金』とのうちの当該『前受金』(明瞭)を「前受金」にそれぞれ自動振替して計上する一方、前受金判定手段により総売上額よりも総前受金額が少ないと判定されたときには、上記の「売上」計上及び「前受金」自動振替に加えて、予定される総売上額と総前受金額との差額を経理ファイルの借方に「未収金」として計上する売上計上処理手段と、

1 G その旅行商品に関して予定される総仕入額と、その旅行商品に関して経理ファイルに既に計上されている個々の販売商品の前払金の総額である総前払金額とを比較して、総仕入額と総前払金額とが一致していること、総仕入額よりも総前払金額が少ないこと、をそれぞれ判定する前払金判定手段と、

1 H 前払金判定手段により予定される総仕入額と総前払金額とが一致していると判定されたときには、経理ファイルの借方には、予定される総仕入額を「仕入」として計上すると共に、これと対応する経理ファイルの貸方には、既に経理ファイルの貸方に計上済みの各販売商品の前払金相当の「現金」と借方に計上済みの『前受金』とのうちの当該『前受金』(明瞭)を「前払金」にそれぞれ自動振替する一方、前払金判定手段により総仕入額よりも総前払金額が少ないと判定されたときには、上記の「仕入」計上及び「前払金」自動振替に加えて、予定される総仕入額と総前払金額との差額の内訳を経理ファイルの貸方(誤記)に『未払金』(誤記)としてそれぞれ計上する仕入計上処理手段と、を含み、

第2の計上処理手段(1D)は、

1 I 第1の計上処理手段による売上仕入計上処理が実施済みであるか否かを判定する売上仕入済み判定手段と、

1 J 売上仕入済み判定手段により、売上仕入計上処理が実施済みでないと判定されたときに実施される売上仕入前計上処理手段と、

1 K 売上仕入済み判定手段により、売上仕入計上処理が実施済みであると判定されたときに実施される売上仕入後計上処理手段とを含み、

売上仕入前計上処理手段(1J)は、

1 L 計上要求操作が、顧客からの入金に関する計上要求操作であること、仕入先への支払いに関する計上要求操作であること、をそれぞれ判定する操作種別判定手段と、

1 M 操作種別判定手段により、顧客からの入金に関する計上要求操作であると判定されたときには、計上要求にかかる金額を経理ファイル上に「前受金」として計上する一方、操作種別判定手段により、仕入先への支払いに関する計上要求操作であると判定されたときには、計上要求にかかる金額を経理ファイル上に「前払金」として計上する前受前払金の計上処理手段とを含み、

売上仕入後計上処理手段（1 K）は、

1 N 計上要求操作が、顧客からの入金に関する計上要求操作であること、仕入先への支払いに関する計上要求操作であること、をそれぞれ判定する操作種別判定手段と、

1 O 操作種別判定手段により、顧客からの入金に関する計上要求操作であると判定されたときには、計上要求にかかる金額を売上計上時に立てた「未収金」に対して自動振替して経理ファイル上に計上する一方、操作種別判定手段により、仕入先への支払いに関する計上要求操作であると判定されたときには、計上要求にかかる金額を仕入計上時に立てた「未払金」に対して自動振替して経理ファイル上に計上する未収未払金の計上処理手段とを含み、

1 P それにより経理ファイル上に「売上」と「仕入」とが、「前受金」、「未収金」、「前払金」、「未払金」と共に、一旅行商品単位で同日付にて計上されるようにした、ことを特徴とする旅行業向け会計処理装置。

〔図 7〕 本発明による経理ファイルの一例を示す図

Travel World							
伝票	計上日	金額	借方	貸方	金額	摘要 1	摘要 2
00001	6/10	30,000	現金	前受金	30,000	7/3 山本一郎 様	北海道航空券他
00002	6/30	1,600	前払金	現金	1,600	7/3 山本一郎 様	〇〇鉄道
00003	7/ 3	30,000	前受金	売上	66,000	No.00001自動振替	7/3 山本一郎 様
00004		36,000	未収金			7/3 山本一郎 様	自動計上
00005	7/ 3	50,000	仕入	前払金	1,600	No.00003自動振替	7/3 山本一郎 様
00006				未払金	27,000	××航空(株)	自動計上
00007				未払金	17,000	東京案内所	自動計上
00008				未払金	4,400	△△保険	自動計上
00009	7/ 5	36,000	現金	未収金	36,000	No.00004自動振替	7/3 山本一郎 様
00010	7/10	27,000	未払金	現金	27,000	No.00006自動振替	××航空(株)
00011	7/30	17,000	未払金	現金	17,000	No.00007自動振替	東京案内所
00012	7/30	4,400	未払金	現金	4,400	No.00008自動振替	△△保険